

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース

第39号



チケットの高額転売はダメ！ チケット不正転売禁止法6月スタート

コンサートや舞台、スポーツ観戦などのチケットを買い占め、オークションや転売サイトで定価を大幅に超える価格で販売する「高額転売」。本当にチケットを手にしたい人が入手しづらい状況がありました。この高額転売を禁止する法律が6月14日スタートします。

禁止される行為は

- 対象となるチケットを不正転売すること
- 不正転売目的で譲り受けること。
- 違反すると、一年以下の懲役または百万円以下の罰金またはその両方が科せられます。

消費者が気をつけること

- 正規のルートで買いましょう
- 運営者を確認しよう
- チケットの価格やキャンセルに関する情報を確認する
- チケットの転売に関する情報を確認する
- 入场できない場合があります。
- 条件を確認しよう
- 急用や急病で行けなくなったら…正規(公式)リセールサイトで定価で転売しよう

今月の相談

大手通信会社の代理店を名乗り、「今までの固定電話は使えなくなるため工事が必要ですか」と電話があった。本当に電話機が使えないくなるのでしょうか？

相談事例紹介

「固定電話が使えなくなる」という電話に注意

相談者へは、NTT東西では、5年後の2024年から、固定電話のIP網への移行に伴い、会社内の設備切り替えを予定していますが、現在使用中の電話機は、設備の切り替え後もそのまま使うことができるため、設備切り替えに伴う手続きや工事は一切不要と回答しました。

さらに、「電話が使えない」とや「配線の老朽化で電話利用ができなくなる」などの事業者の言葉をうのみにしてはいけません。便乗商法として、大手通信会社やその子会社を装い、事実と違う説明で必要な電話機の購入や、新たな光回線契約を勧めようとする事例も公表されていますと説明しました。

このような電話勧誘販売の場合は、すぐに申し込むのではなく、いったん電話を切り、直接通信会社に問い合わせて確認をしたり、家族や消費生活センターに相談しましょう。通信会社には、固定電話のIP網への移行に関する問い合わせ先もあります。

また、電話勧誘販売の場合は、最初に事業者名や担当者名、販売目的を告げることになつており、一度断つた場合の再勧説も禁止されています。興味がない場合は、はつきり断りましょう。自宅の電話は、在宅中でも常に留守番電話に設定しておき、相手が名乗つてから出ることをお勧めです。

問 幕別町消費生活センター(☎55-5800)

地区	相談受付		場所
幕別	火曜・木曜	午前9時～午後4時	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	(札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜		忠類コミュニティセンター

見守り 新鮮情報

還付金詐欺に注意 ATMで還付金は もらえません

役所から「**百万円以上**残高のある通帳を持って手続きをすれば、口座に**還付金**2万8千円が振り込まれる」という電話があったので、**通帳**を持って**スーパー**の**ATM**に行った。指示された番号に電話し、担当者から言われた**暗証番号****982337**を入力し操作した。還付金が振り込まれたと思い、**残高を確認**したところ、**98万2337円**が**他人の口座**に振り込まれていることが分かった。(60歳代 女性)



ひとこと助言

相手にしないで



- 「お金が返ってくるのでATMに行くように」という電話があったら還付金詐欺です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。
- 役所などの公的機関や金融機関などの職員がATMの操作をするように連絡することは絶対にありません。
- 銀行店舗のATMではなく、操作の様子が周囲の目に付きにくいスーパーや駅などのATMへ誘導するケースが見られます。
- ATMの操作の際に、振込金額を「暗証番号」「受付番号」と言ったり、振り込みボタンを自分の口座への振り込みだと誤信させたりして、自分の口座へ振込手続きをしているように言葉巧みに錯覚させるのが手口です。
- お金が返ってくるなどという電話があったら、すぐに最寄りの警察やお住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(警察相談専用電話 '#9110'、消費者ホットライン「188」)。